

駒澤大學禪研究所規程

(平成元年四月一日制定)

(設置)

第一条 駒澤大学に、駒澤大学禪研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(目的)

第二条 研究所は、建学の精神に基づき、禪に関する総合的研究を行い、もって文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第三条 前条の目的を達成するため、研究所に研究部と研修部を設け、各々において次の事業を行う。

(一) 研究部の事業

- ア 研究会及び講演会の開催
- イ 図書及び研究紀要の刊行
- ウ 研究図書・資料の収集
- エ 国内外の同種の研究団体及び学際的諸機関等との提携並びに学会等の開催

オ 日曜講座の開催

カ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(二) 研修部の事業

- ア 禪に関する研修会
- イ 研究部の諸事業に対する協力
- ウ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第四条 研究所には、次の職員を置く。

(一) 所長 一人

(二) 副所長 一人

(三) 所員 若干人

二 所長、副所長及び所員は、本学専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、重任を妨げない。

(所長及び副所長)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究所を総括する。

二 副所長は、所長の職務を補佐する。

(幹事)

第六条 所長及び副所長を補佐し、研究所の事務を掌るため、研究所に幹事を置く。

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から所長がこれを委嘱する。

(顧問)

第七条 研究所に必要な助言を与え、事業の円滑な運営をはかるため、若干人の顧問を置く。

二 顧問のうち一人は、駒澤大学総長とする。

三 前項以外の顧問は、所長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

(運営委員会)

第八条 研究所には、運営に関するすべての事項を審議し決定するため、運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長、副所長及び所員をもって構成する。

(研究員及び研修員)

第九条 研究所には、研究員及び研修員を置くことができる。

二 研究員は、運営委員会によって決定

された研究計画に基づく研究に参加を希望する本学専任教員及び国内外の同種の研究団体・機関等から、適任者を、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。

三 研修員は、本学の大学院学生及び大学院学生と同等又はそれ以上の学力を有する国内外の研究者の中から、適任者を、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。

(運営費)

第一〇条 研究所の運営費は、駒澤大学の年間予算、寄附金その他をもつて充てる。

(報告)

第一一条 所長は、毎年度、事業開始にあたり、収支予算書とともに事業計画書を、また事業終了後に収支決算書とともに事業報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第一二条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならぬ。

らない。

附則

一 この規程は、平成元年四月一日から施行する。

二 駒澤大学禅研究所を外国語で表示する場合は、Zen Institute, Komazawa Universityとする。

三 この規程施行の際、従前の禅研究所規則(昭和四三年二月二日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成二五年四月一日から施行する。

附則

この規程は、平成二六年四月一日から施行する。

執筆者紹介

(中世禅籍研究班 四名)

飯塚 大展 所員・駒澤大学教授

佐藤 俊晃 曹洞宗宗務庁研究員

比留間健一 浅野学園教員

堀川 貴司 慶應義塾大学斯道文庫文庫長

石井 修道 顧問・駒澤大学名誉教授

佐藤 秀孝 所員・駒澤大学教授

須山 長治 研究員

廣瀬 良文 駒澤大学非常勤講師

衣川 賢次 駒沢女子大学非常勤講師

和田 悠元 禅文化研究所講師

石井 清純 研究員・駒澤大学非常勤講師

石井 公成 所員・駒澤大学教授

小川 隆 駒澤大学名誉教授

張 超 所員・駒澤大学教授

フランス国立高等研究実習院 (EPHE) 専任副研究員・元仏

教学部・禅研究所研究員

ディディエ・ダヴァン

国文学研究資料館准教授